

# 令和3年度みやき町国民健康保険税について

地方税法の一部改正（令和3年1月1日施行）に伴い、みやき町国民健康保険税条例についても改正となり、基礎控除と軽減基準が最低10万円引き上げられました。

（※詳細は、下記の課税計算及び軽減の基準をご確認ください）

国民健康保険（以下「国保」）は、職場の健康保険に加入していない人を対象に、法律により加入が義務付けられています。

また、この制度を維持するために国の補助のほか被保険者から保険税を徴収することも定められています。**国保は、毎年4月～翌年3月までを1ヵ年度として、世帯ごとに国保税の算定をします。**世帯主は納税義務者となり、世帯主が勤務先の健康保険や後期高齢者医療制度に入っていたりして、国保に加入していない場合でも、国保加入者が世帯の中に一人でもいれば納税通知書は世帯主宛に届きます。（このような世帯主を『擬制世帯主』といいます。）国保税の所得割・均等割額は加入者分で算定します。

（根拠法令：地方税法第703条の4、みやき町国民健康保険税条例第1条）

## ◇ 課税計算について

**【年税額】 = 【医療保険分】 + 【後期高齢者支援金分】 + 【介護納付金分】**

保険税算出の基礎	保険税算出内容説明等	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護納付金分 (40歳以上65歳未満)
		金額・税率	金額・税率	金額・税率
所得割	加入者の課税標準額(※1)×所得割税率	9.70%	2.20%	2.30%
加入者均等割	1人当たりの金額×加入者の人数	25,700円	6,300円	8,800円
世帯別平等割	世帯に対し課税	33,000円	7,600円	5,000円
	特定世帯 (※2)	(16,500円)	(3,800円)	
	特定継続世帯 (※3)	(24,750円)	(5,700円)	
保険税の課税限度額		<b>630,000円</b>	<b>190,000円</b>	<b>170,000円</b>

※1 **課税標準額**とは、国保被保険者の所得金額からそれぞれ基礎控除額(最大430,000円)を引いた額  
所得金額が430,000円以下の場合、所得金額が基礎控除額となります。なお、所得金額は、令和2年中(1月～12月まで)の分です。前年に譲渡所得があった場合は、所得割は町県民税や所得税と同様に特別控除後の所得金額で計算します。ただし、軽減判定を行う所得金額は特別控除前の金額で計算します。

※2 **特定世帯**とは、国保被保険者が後期高齢者医療制度へ移行することにより、残った被保険者が1人となる世帯(5年間において世帯別平等割が半額で課税)

※3 **特定継続世帯**とは、上記の特定世帯より5年経過以降においても、残った被保険者が1人のままの世帯(3年間において平等割額が4分の3で課税)

### ●国保加入による税額の遡及賦課・所得照会について

国保税は、国保の資格を得た月(本町へ転入したときや職場の健康保険などを喪失したとき)の分から課税対象となります。**(※届出日ではありません)国保の資格を得た時点まで遡って計算をします**ので、**過年度分の国保税は一括で納付書により納付していただくこととなります。**

また、本町に住民票のない方及び所得情報がない方(住所地特例・転入の方)については、課税該当年度の1月1日現在の住所地に所得を照会し、税の更正を行っています。そのため、「所得割」を算入せずに世帯主の方に国保税納税通知書、納付書等をお送りしている場合がありますが、住所地からの所得回答に基づき、国保税更正を行い「所得割」が発生する場合は再度世帯主の方に納税通知書、納付書等をお送りします。

## ◇ 軽減の基準

	軽減の種類	所得割	均等割	平等割	所得基準
①	【7割軽減世帯】		7割減額	7割減額	世帯(世帯主と国保加入者全員)の所得合計が43万円(※)以下の世帯 【世帯の所得合計 ≤ 43万円(※)】
②	【5割軽減世帯】	減額なし	5割減額	5割減額	①以外の世帯で、43万円(※)に当該世帯の加入者数に28.5万円を乗じて得た金額を加算した金額以下の世帯 【世帯の所得合計 ≤ (加入者数 × 28.5万円) + 43万円(※)】
③	【2割軽減世帯】	減額なし	2割減額	2割減額	①及び②以外の世帯で、43万円(※)に当該世帯の加入者数に52万円を乗じて得た金額を加算した金額以下の世帯 【世帯の所得合計 ≤ (加入者数 × 52万円) + 43万円(※)】

各軽減を受けるためには、世帯主と加入者全員の所得の申告が必ず必要です。

※ 軽減判定における世帯の所得合計は、所得判定対象者として、国保被保険者及び擬制世帯主(他保険加入者)並びに旧国保被保険者(国保から後期高齢者医療制度へ移行された方)の所得の合計となります。

43万円(※)…上記の所得判定対象者のうち給与所得または年金所得がある方(65歳以上の場合は年金所得15万円を超える方)の数(給与所得者等の数)が2以上の場合は、43万円に、10万円×(給与所得者等の数-1)を加算します。

※ 年金所得者(令和3年1月1日現在65歳以上の方)は、年金所得から150,000円を差し引いた額で軽減判定します。

※ ②、③における加入者数は、国保被保険者及び旧国保被保険者の人数を含みます。

(裏面に続く)

## ◇ 特例対象被保険者等（非自発的失業者）軽減制度について

解雇や倒産などで失業・離職され雇用保険の失業等給付をうける方については、離職年月日（国保加入日にて65歳未満）・離職理由（離職理由コード：⑪, ⑫, ⑭, ⑮, ⑯, ⑰, ⑱/㉓, ㉔, ㉕）が該当すれば離職の翌日の属する月分から翌年度末までの間の国保税が軽減されます。

軽減制度は、保険税を計算する際に、対象者本人の前年の給与所得を30/100とみなして計算します。なお、軽減を受けるには、「雇用保険受給資格者証」をお持ちいただき総合窓口課で申請をしてください。詳しいことはお問い合わせください。

## ◇ 納付方法について

国保世帯の構成により、納付方法は年金天引き【特別徴収】の場合と、納付書や口座振替【普通徴収】があります。

下記の①、②、③すべて満たす人は国保税の特別徴収（年金からの天引き）の対象となります。

- ① 世帯内の国保被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯（世帯主が国保被保険者であること）。
- ② 世帯主が年額18万円以上の年金を受給していること。
- ③ 世帯主の国民健康保険税と介護保険料との合算額が年金額の2分の1を超えないこと。

※その年度の世帯構成、国保税額などにより納付方法が変わります。納付方法が特別徴収に該当した場合、年金からの天引きが始まりますが、口座振替選択申出書を提出いただければ、「普通徴収」（口座振替納付）に変更することができます。（年金天引き中止には、手続きに2ヶ月程かかります。）

納付方法	納期 納付期限 振替日	6月 普通徴収 本算定	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	過年度随時
			6/30	8/2	8/31	9/30	11/1	11/30	12/27	1/31	2/28	3/31	
普通徴収 （口座振替 ・納付書納付）	仮徴収						本徴収						適及賦課の場合 について過年度 随時となり、納付 書での納付のみ となります。
	特別徴収 （年金天引き）	徴収月	4月、6月、8月				10月、12月、2月						

※75歳に到達する年度については、特別徴収の対象になっていた人についても普通徴収（個人納付）の方法により、納付書又は口座振替にて納付していただくこととなります。年金からは徴収されませんのでご注意ください。

## ◇ 窓口での手続き（手続きはお早めをお願いします。）

・国保に加入するとき（職場等の健康保険を離脱したとき）

社会保険の喪失をされたら、資格喪失連絡票等喪失の日がわかる証明書をお持ちいただき、加入届出をしてください。（加入の手続きは、社会保険等の資格を喪失した日以降14日以内に手続きが必要です。）

・国保を脱退するとき（職場等の健康保険に加入したとき）

新しい社会保険被保険者証と国民健康保険被保険者証をお持ちいただき国保喪失の届出をしてください。  
なお、社会保険の取得をされても自動的に国保喪失にはなりませんのでご注意ください。

## ◇ 所得の申告についてのお願い

国民健康保険に加入している方で給与支払報告書、公的年金支払報告書により提出があった給与収入・公的年金収入のほか  
に所得がある方は、所得の申告が必要です。申告をされないと適正な課税を行なうことができないうえ、高額療養費の低所得者に対する自己負担額の軽減措置を受けることができない場合があります。

（本町に転入及び住所地特例により住民票のない方は、課税該当年度の1月1日現在の住所地での申告が必要です。）

## ◇ 国民健康保険税を脱退する際の納税について

更正処理は届出日の翌月となり、納期限後20日以内に督促料等が発生しますので、届出日の属する月末の納期限分まで納付をお願いします。更正後に精算納付書または還付の通知をお送りします。

他の市町村に転出される場合は、上記と同様ですが納期到来の未納分は全額即納してください。

即納できない場合は、税務課にご相談ください。

※ 納め忘れを防ぎ、納税の手間を省くため、便利な口座振替納税をお願いします。

## ◇ 国民健康保険税の減免等について

天災その他の事情がある場合や、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による扶助を受けている者に準ずると認められる場合は、納税猶予や減免制度があります。減免に該当される場合、申請があった日以降に到来する納期において納付すべき税額を減額または、免除します。

## ◇ 新型コロナウイルスの影響により主たる生計維持者の収入が減少した世帯の国保税減免について

新型コロナウイルスの影響により主たる生計維持者（通常は世帯主）の事業等に係る収入に相当の減少があった場合は、申請により減免が受けられる場合があります。詳しい要件や手続きについては税務課までお問い合わせください。

### 【 問い合わせ先 】

国保税額計算内訳・国保税の納付・納税相談等に関すること

総務部 税務課

TEL 94-5636

国保の制度全般等に関すること

民生部 保健課

TEL 94-5721